平成２４年（フ）第７４４号
大阪府河内長野市喜多町240番地の５―２―102号、前住所大阪府和泉市箕形町６丁目３番７号
債務者　澤田健次郎
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０２号
堺市美原区さつき野東２丁目16番地16
債務者　岡田鍾淑こと　金　　鍾淑
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３３号
大阪府富田林市緑ヶ丘町１　府営富田林緑ヶ丘住宅２棟708号、住民票上の住所大阪市西成区玉出東１丁目６番36号
債務者　木野　浩史
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５３号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番６―105号
債務者　鶴田　美子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市龍野町１丁目７番地302
債務者　福井照夫こと　朴　　慶鎬
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８３号
兵庫県姫路市龍野町１丁目７番地302
債務者　沈　　相愛
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９２号
兵庫県姫路市飾磨区山崎639番地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町２丁目68番地４
債務者　渡辺　敏男
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０号
山形県鶴岡市青柳町41番24号　ハイツ岡部203号室
債務者　百瀬　健也
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１４３号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉３丁目15番32号　間之原町営住宅団地
債務者　髙尾智恵美（旧姓フジイ）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４４号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸164番地の２　ハーモニーキューブＡ棟206号
債務者　大治ロベルト　ヨシヒロこと　オオジロベルト　ヨシヒロ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４５号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸164番地の２　ハーモニーキューブＡ棟206号
債務者　大治レジナこと　オオジ　マルタ　レジナ　メンデス
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４０４号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1785番地の１　大野村営住宅１号棟、前住所神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷８番地の11
債務者　濵島　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４１８号
大阪市旭区新森４丁目24番26号　マンション大下101
債務者　安藝　聡子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３６号
大阪府門真市大池町39番３号　三和大池ハイツ202号
債務者　鳥居電気こと　鳥居　　真
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８４号
大阪市淀川区木川西３丁目５番13―701号
債務者　重里　幸史
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８８号
大阪市天王寺区大道１丁目９番12号　沼田ビル302号、前住所大阪市天王寺区玉造元町３番26―408号
債務者　添田　信行
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部